

〔令和8年度〕

1. 排ガス中のばい煙測定結果（第三者機関による測定）

大津市北部クリーンセンター

〔1号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R8.4.9						—
結果の得られた日	R8.5.8						—
硫黄酸化物 [ppm]	4						30以下
塩 化 水 素 [ppm]	< 4						50以下
窒素酸化物 [ppm]	28						50以下
ば い じ ん [g/m ³ N]	< 0.001						0.01以下
全 水 銀 [μg/m ³ N]	< 2						30以下

〔2号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R8.4.9						—
結果の得られた日	R8.5.8						—
硫黄酸化物 [ppm]	3						30以下
塩 化 水 素 [ppm]	< 4						50以下
窒素酸化物 [ppm]	27						50以下
ば い じ ん [g/m ³ N]	< 0.001						0.01以下
全 水 銀 [μg/m ³ N]	< 2						30以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

2. 排ガス中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

〔1号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R8.4.9						—
結果の得られた日	R8.4.28						—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.00023						0.05以下

〔2号炉〕

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	協定値 ※1
測 定 日	R8.4.9						—
結果の得られた日	R8.4.28						—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.000049						0.05以下

備考： 測定値は全て酸素濃度12%換算値を示す。

※1 協定値は「環境保全協定書」の排出基準値を示す。

3. 焼却灰（主灰）、集じん灰中のダイオキシン類測定結果（第三者機関による測定）

項 目	1回目	2回目	3回目	4回目	基準値 ※2
測 定 日	R8.4.9				—
結果の得られた日	R8.4.28				—
ダイオキシン類 [ng-TEQ/g]	焼却灰（主灰） 1号炉	0.0016			3以下
	2号炉	0.0064			
	集じん灰	0.14			

備考： ※2 基準値は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく処理基準値を示す。